

川西町第4次障害者計画
第7期障害福祉計画
・第3期障害児福祉計画
骨子案

9/19時点

川西町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の期間	4
5. 障害のある人の定義	4
6. 計画の策定体制	4
第2章 障害のある人を取り巻く状況	5
1. 人口の推移	5
2. 障害のある人の動向	6
3. アンケート結果の概要	11
4. 第3次障害者計画における主な取組と課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	23
1. 計画の基本理念	23
2. 計画の基本目標	24
3. 施策の体系	26

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

我が国における障害者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成 18（2006）年 12 月 13 日に国連総会において採択されました。日本は、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成 23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このような様々な法整備や制度改革を経て、平成 26（2014）年に条約に批准し、その後も国により引き続き障害福祉向上に向け、施策の見直しや新たな制度の検討が行われています。

本町では、平成 30（2018）年 3 月に「川西町第 3 次障害者計画」を、令和 3（2021）年に「川西町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定し、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、様々な障害者施策を展開してきました。

このたび、「川西町第 3 次障害者計画」、「川西町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」が令和 5（2023）年度をもって期間満了となることから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、新たに「川西町第 4 次障害者計画 川西町第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

前計画の策定に前後して、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

「川西町第3次障害者計画」（平成30（2018）年）策定以降の主な法制度の制定・改正状況は下記の通りです。

平成30年4月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律 施行
平成30年6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行
令和元年6月	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 施行
令和元年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 施行
令和2年4月	改正障害者雇用促進法 施行
令和3年4月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行
令和3年5月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 改正（令和6年4月1日 施行）
令和3年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法 施行

3. 計画の位置付け

- 障害者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

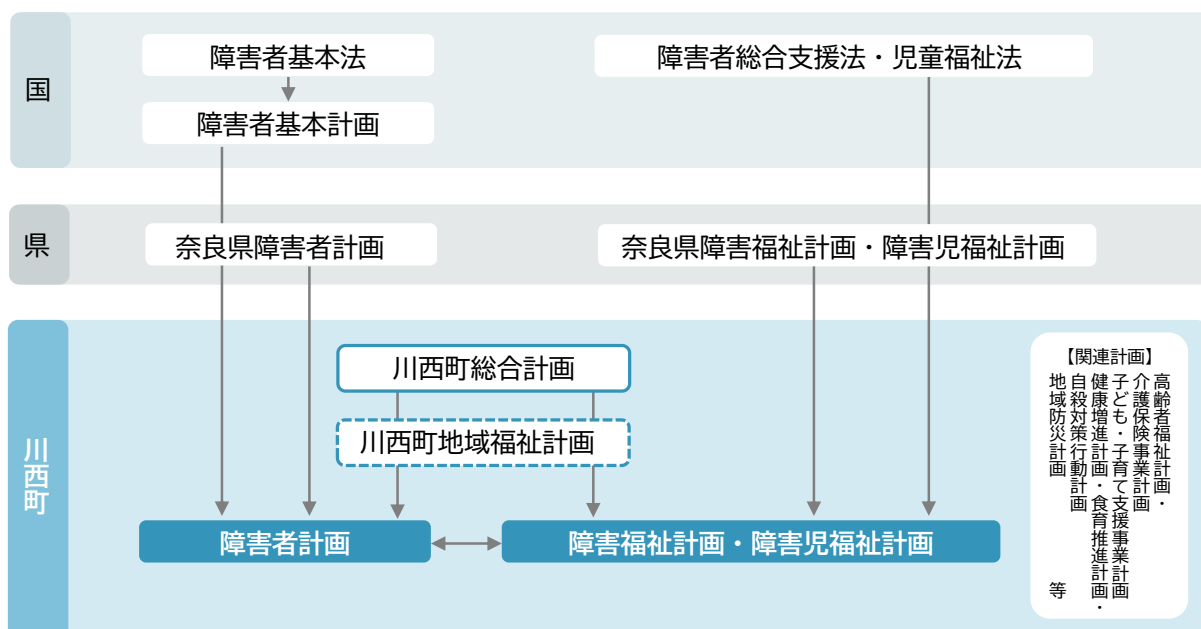
- 障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき、本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

- 障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

©



4. 計画の期間

本計画の期間について、「川西町第4次障害者計画」は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、「川西町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間とします。なお、計画期間中には、社会経済情勢の変化や国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
障害者計画	第4次障害者計画					
障害福祉計画	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

5. 障害のある人の定義

本計画における「障害のある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる身体障害、知的障害、精神障害があるため継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。

地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供を実施します。また、相互の機能連携による見守りの充実や、必要に応じ、より専門的な機関への相談調整を行う等、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。

6. 計画の策定体制

策定にあたっては、障害者計画等策定委員会において、町内の各種団体、機関及び住民参画を図りながら策定しました。

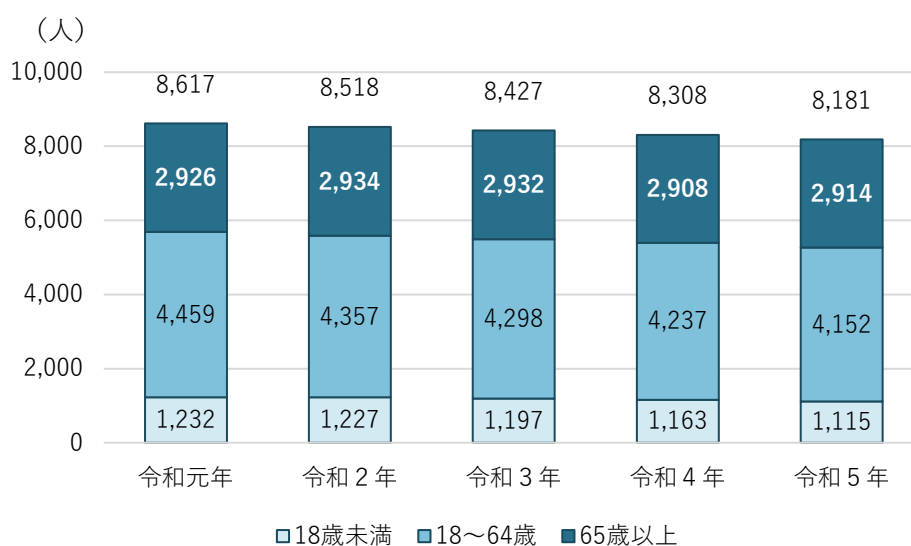
また、検討にあたっては、障害のある人及び一般住民を対象としたアンケート調査を実施し、幅広い意見の反映に努めました。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

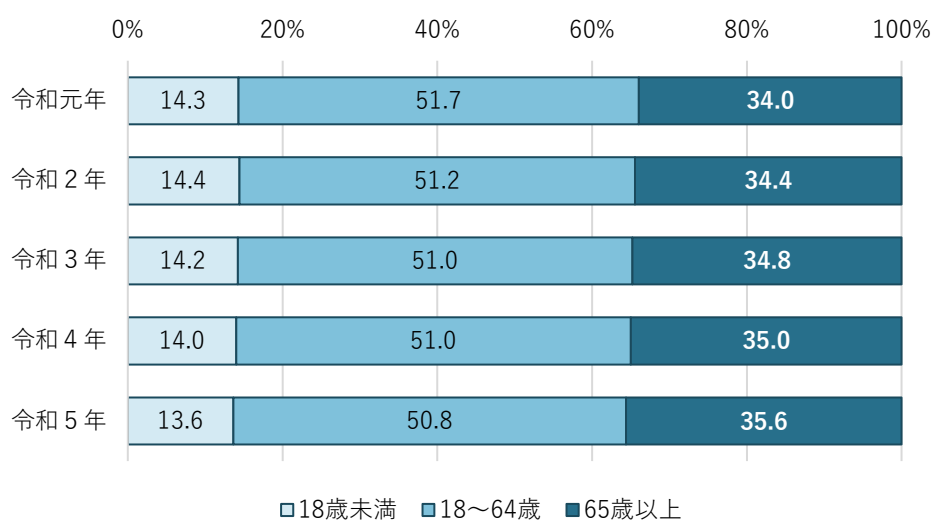
1. 人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和5年では8,181人と、令和元年より436人減少しています。年齢の内訳をみると、18歳未満の年少人口、18～64歳の生産年齢人口が年々減少傾向にある一方で、65歳以上の老年人口は横ばい傾向にあり、総人口に占める割合をみると令和5年は35.6%と、約2.8人に1人は高齢者となっており、本町でも少子高齢化が進行していることが分かります。

【総人口、年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】



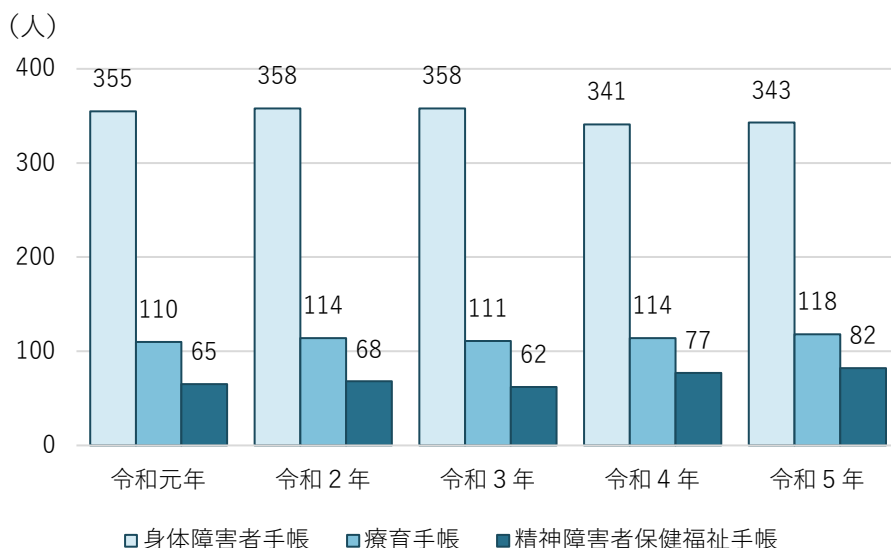
資料：川西町（各年4月1日時点）

2. 障害のある人の動向

①障害者全体の状況

各手帳数の推移については、身体障害者手帳所持者は 350 人前後を推移している一方で、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】



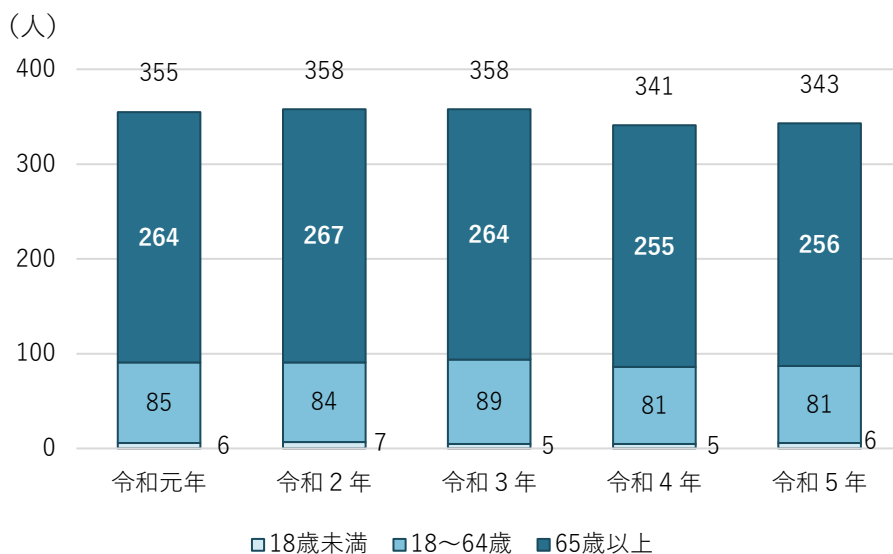
資料：川西町（各年4月1日時点）

※2種類以上の手帳を所持しているものを重複して計上

②身体障害者の状況

年齢階層別に身体障害者手帳所持者数をみると、各年 65 歳以上が全体の 7 割以上を占めており、18 歳未満での所持者数はわずかとなっています。

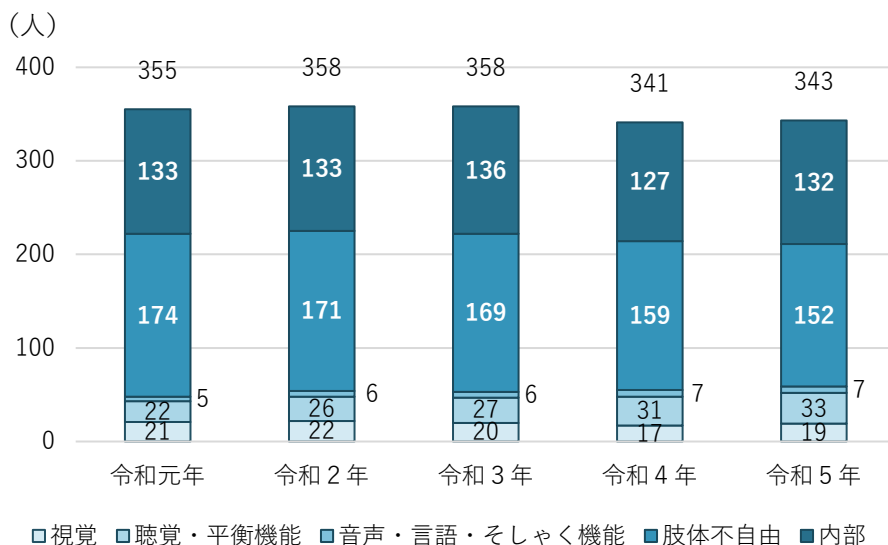
【年齢階層別の身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：川西町（各年4月1日時点）

障害部位別に身体障害者手帳所持者数をみると、「聴覚・平衡機能」が増加傾向にある一方で、「肢体不自由」は減少傾向にあります。その他は概ね横ばいで推移しています。

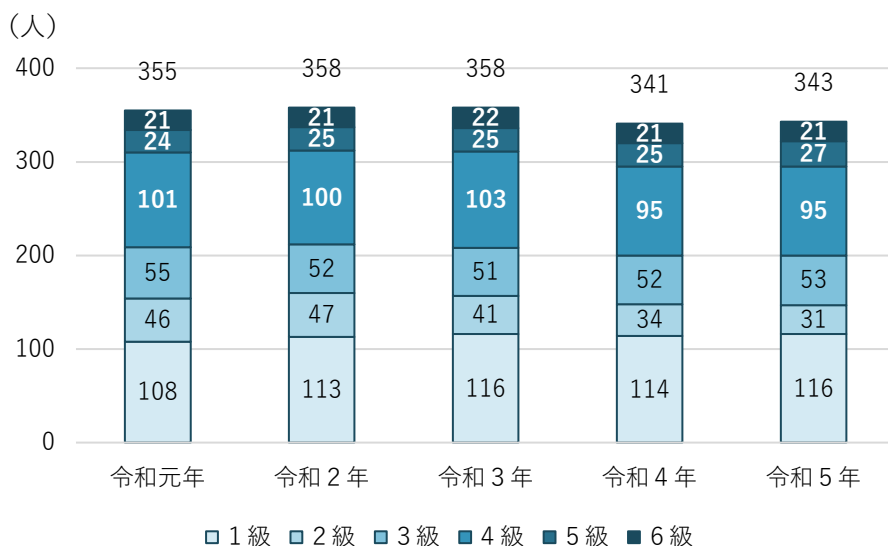
【障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：川西町（各年4月1日時点）

等級別に身体障害者手帳所持者数をみると、2級が減少傾向にあるものの、その他は概ね横ばいで推移しています。

【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移】

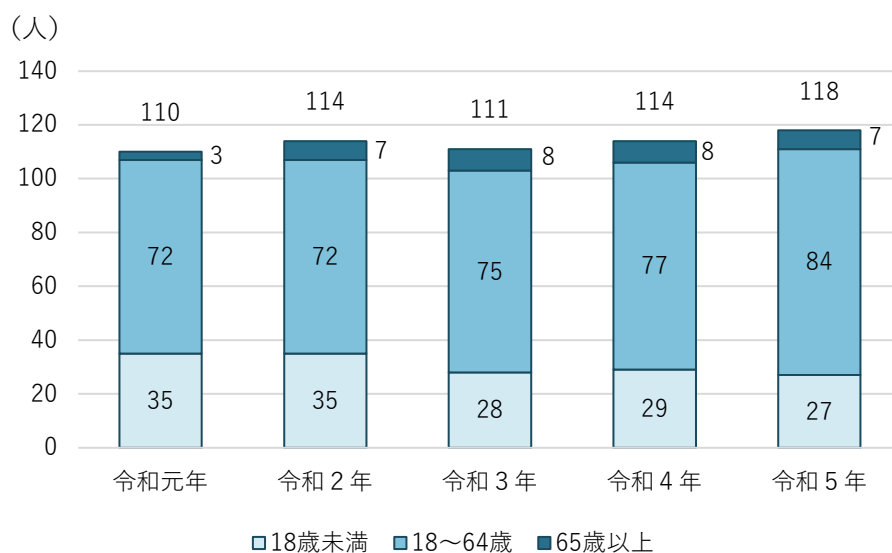


資料：川西町（各年4月1日時点）

③知的障害者の状況

年齢階層別に療育手帳所持者数をみると、18歳未満が減少傾向にある一方で、18～64歳は増加傾向にあります。65歳以上はわずかとなっています。

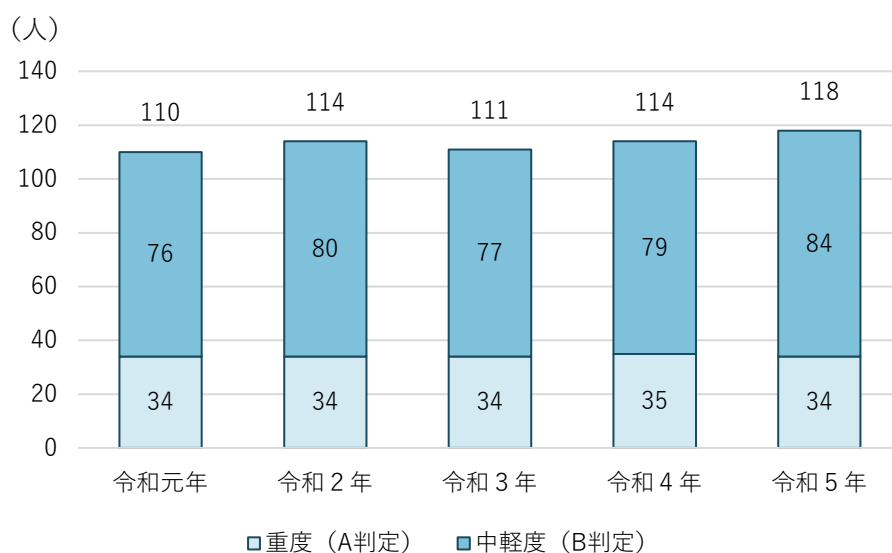
【年齢階層別の療育手帳所持者数の推移】



資料：川西町（各年4月1日時点）

等級別に療育手帳所持者数をみると、重度（A判定）は横ばいで推移している一方で、中軽度（B判定）の判定が増加傾向にあります。

【等級別の療育手帳所持者数の推移】

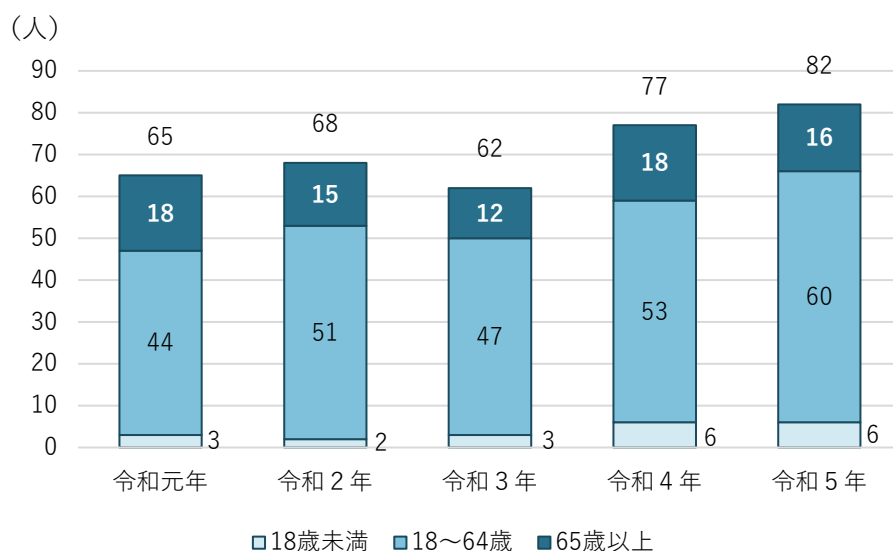


資料：川西町（各年4月1日時点）

④精神障害者の状況

年齢階層別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、18～64歳で増加傾向にあり、18歳未満でもやや増加がみられます。

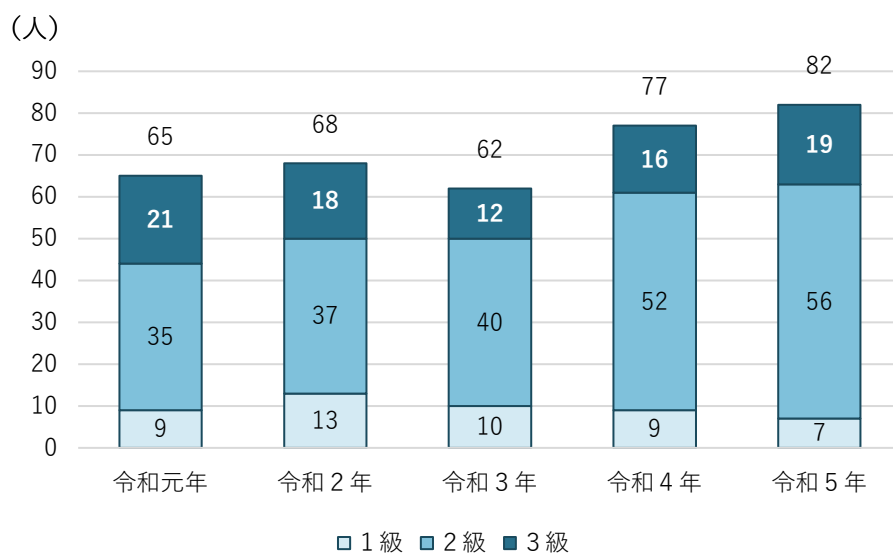
【年齢階層別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：川西町（各年4月1日時点）

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、2級で増加傾向にある一方で、1級でやや減少がみられます。

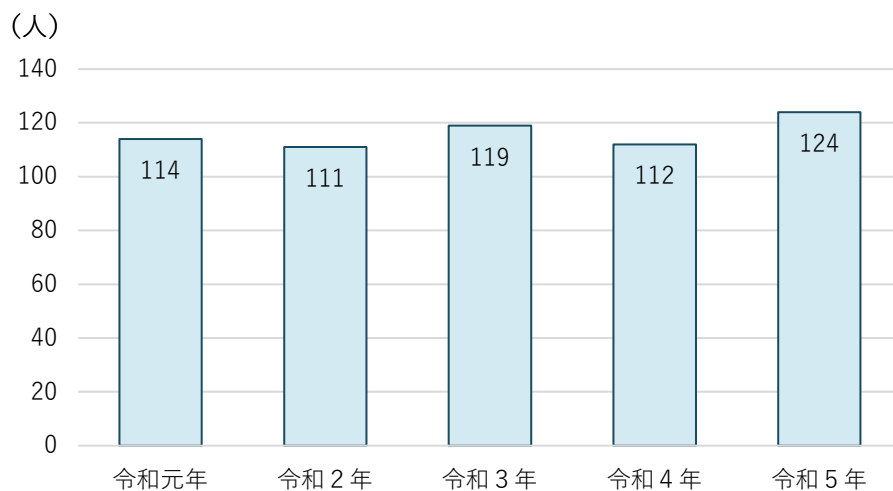
【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：川西町（各年4月1日時点）

自立支援医療（精神通院医療）受給者数をみると、令和5年に124人と、前年から12人の増加となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



資料：川西町（各年4月1日時点）

3. アンケート結果の概要

①障害のある人を対象とした調査

町民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として実施しました。

調査対象者	障害のある人及びその家族等
調査時期	令和5（2023）年8月
調査方法	郵送による調査票の配布、郵送回収・WEB回収
回収結果	配布数：500 回収数：（うちWEB ） 回収率： %

アンケート集計後、更新

②一般住民対象調査

障害者福祉施策の基本計画である「第4次障害者計画」及び「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定に際し、障害のある人が暮らしやすいまちづくりを進めるため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	本町にお住まいの一般の方
調査時期	令和5（2023）年8月
調査方法	郵送による調査票の配布、郵送回収・WEB回収
回収結果	配布数：1,000 回収数：（うちWEB） 回収率： %

アンケート集計後、更新

③団体・事業所調査

日頃より福祉活動等をされておられる皆様からのご意見やご提案をいただくため、アンケート形式による聞き取りを行い、12 団体・事業所からご回答を頂きました。なお、意見等の概要については、原文から掲載しています。

➤ 貴団体の活動上の問題点と解決のための取組や望む支援

活動上の問題点	解決のための取組・望む支援
<ul style="list-style-type: none"> ・複合化、複雑化した課題の増加 ・活動報酬が最低賃金を下回っている ・会員の高齢化 ・次の世代への事業継続 ・活動している建物が古い ・人数不足 ・資金不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者が連携して解決する仕組み ・活動会員のスキルアップのために学ぶ場 ・個人会員の募集 ・創業、事業継承、マッチング等の支援強化 ・サービスにつながっていない方への周知 ・精神障害者に対応した地域包括支援事業の体制づくり（未治療者への精神保健相談等） ・イベント時の手伝いスタッフの派遣

➤ 障害福祉サービスの中で量的に充足／不足していると思うサービス

量的に充足しているサービス	量的に不足しているサービス
<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスに介護保険サービスにはない余暇活動を支援するサービスがあること ・障害への科学的な理解を持つための学びの場 ・地域福祉活動等助成事業 ・地域活動 ・障害者の方が抱える様々な相談事案に対する環境整備 ・日中活動は充足しているが、活動内容等については満足とはいえない ・相談支援、通所サービス ・生活介護 ・精神障害者の通所系事業所で「足りない」という話を聞かないので、充足していると受け止めている ・バリアフリーなど施設面 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）社会参加事業 ・障害者が住みやすいまち ・多様化する相談事業 ・単的な対応から伴走的な支援転換による体制整備 ・生まれ育った地域に生活を維持する拠点 ・移動支援 ・医療的ケアが必要な日中活動の場 ・機械浴を提供できる事業所 ・移動支援の受入れ事業所 ・今の生活を継続できるグループホームなどの住まいの場 ・ショートステイ ・居宅介護の通院等介助や通院等昇降介助 ・成人の日中活動、支援作業所 ・障害児相談支援事業所 ・住居の確保 ・障害者と健常者が一緒に何かをする活動

- 障害のある人の困り事
 - ・外出での移動
 - ・助けをしてほしいが言いにくい
 - ・障害福祉作業及び収益性を鑑みた働き場所の設置
 - ・教育環境の整備
 - ・不測、将来の不安解消対策
 - ・災害時の避難等
 - ・身近に相談できる人がいない
 - ・病院の説明や手続きが難しいと理解できない
 - ・精神科を受診したいがリハビリセンターでは診てもらえない
 - ・他の病院に電話をしても予約がとれない
 - ・定期試験などの問題用紙の文字の大きさ、回答用紙の枠の大きさ、フォント
 - ・学校教育の場で、精神障害への理解が進んでいない
 - ・ヘルプカードの意味が知られていない
 - ・気兼ねなく楽しめるよう、障害のある人、子ども、その家族だけが参加できるイベントがほしい

- 川西町が行う福祉サービスの情報提供や相談事業で役立っている点／不便な点

役立っている点	不便な点
<ul style="list-style-type: none"> ・身近に相談場所があり、関係課が1つに集約されていることから、相談に対して迅速に対応可能 ・地域包括支援センターの存在 ・老人会等ではレクリエーション用品貸し出しで引きこもりがちな人も楽しめている ・磯城郡地域自立支援協議会との地域連携による問題認識の共有と協議の連携 ・情報を教えてもらえる、将来の見通しについて話を聞いてもらえる ・窓口で必要な情報や次の相談先を案内してくれ、情報共有や連携がとれている ・受給者証発行について、利用者年齢が記載されている ・全戸配布される町の広報誌は貴重な情報提供ツール ・担当の窓口が親切 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者の不在時における、短期的なステイ、サロンの設置不足 ・資源不足、情報の周知 ・地域に積極的に関わり、課題をすくいあげてほしい ・町や社会福祉協議会の窓口に来れない人、来る必要性を感じていない人への周知 ・申請に必要な書類をHPからダウンロードできるようにしてほしい ・役場が開いている時間に手続きできない人への対応 ・定期的に精神障害に関する話題を広報誌の記事にしてほしい ・ヘルプカードの推進と啓発 ・社会福祉協議会の活発な動き

➤ 今後地域で果たしていきたい役割／そのために地域や行政に求めること

今後地域で果たしていきたい役割	そのために地域や行政に求めること
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の方が困ることに対し、役割に応じて支援を行うとともに、普及啓発を行う ・住み慣れた地域で、できるだけ長く生活しているサポート体制 ・地域で交流を深めたい ・就労機会を創出するための起業、事業領域拡大等への支援強化 ・民生児童委員等の地域住民との連携による相談支援 ・当事者もその家族も気軽に相談できる関係性づくり ・必要な情報提供と関係機関との連携 ・困っている人を温かく見守ってくれる人を増やしていく ・入院中の方の退院支援 ・障害のある子どももいない子どもも一緒に楽しめる場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力体制づくり ・情報提供 ・事務処理のサポート ・広報活動 ・自治体施策の有効活用 ・運営支援 ・「親亡き後」を託せる場づくり ・ちょっとしたサインを見逃さず、支援につなげる体制づくり ・役場等の公共施設での障害者雇用の促進 ・スタッフとしての協力（短時間・単発でもOK）、参加

➤ 障害に対する理解の進み具合についての考えとその理由

- ・全く知らない方の行動や状況に対しての理解は難しい
- ・少しずつ進んできていると思う
- ・障害のある人を手助けしたいと思う
- ・理解は進んでいるように思うが、共に生きるという点では疑問
- ・障害のある人の活動を支えるボランティアグループが存在したが、次世代の人が引き継がず今はない
- ・メディアでの取り上げが増えた分、理解は進んでいるように思うが、地域の中での具体的な支援、関わりへの理解はなかなか進んでいないと思う
- ・サービスの充実により利用者と支援者という関係が増えたことから、障害のある人と地域住民等の横のつながりが増えていないため、障害に対する理解は進んでいないように思う
- ・研修講座等に参加してくれている人には理解を深められているが、川西町全体としてはなかなか進んでいないように思う
- ・障害福祉分野以外の領域では進んでいないと感じる。教員やケアマネージャーでも差別的な認識を持っている人がいる
- ・理解は進んでいるが、実際に障害のある人と関わった時の実践力としての理解は不十分だと思う
- ・適切な支援ができるように障害の特性や困りごと、配慮などを理解するための情報更新が必要

- 障害のある人や子どもの災害時の避難に関して望むこと
 - ・ 障害のある方が安心して過ごせる配慮のある避難場所
 - ・ プライバシーが守れる避難場所
 - ・ 災害時の移動手段の確保
 - ・ 指定された避難場所への周知・誘導、バリアフリー化、Wi-Fi 整備
 - ・ 高齢社会になり地域の助けが期待できない、できれば中学生にその主体となってほしい
 - ・ 障害特性、家族構成に応じた情報発信・サポート
 - ・ 日頃からの地域での避難訓練、災害時の生活シミュレーション
 - ・ 保育園・学校・高齢者施設・障害者施設の合同訓練
 - ・ 集団が苦手な方への小さめの個人スペース
 - ・ 福祉避難所の設置、情報周知

- 計画策定に向けてのご意見
 - ・ 実行できるプラン、実行できた事の「見える化」再挑戦の道を用意
 - ・ 県施策や郡内との連携協議を軸とした町独自の施策検討
 - ・ 障害者だけでなく誰もが幸せに暮らせる地域づくり

4. 第3次障害者計画における主な取組と課題

第3次障害者計画は、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間とし、「地域で自分らしく生きることができるまちの実現」という基本理念のもと、6つの基本目標「共に支え合う地域共生社会の実現」、「安心して暮らせる支援体制の強化」、「働く場と機会の充実」、「保健・医療体制の充実」、「共に学び・育つ環境づくり」、「すべての人にやさしいまちづくり」を掲げ、数々の取組を進めてきました。

ここでは、第3次障害者計画における主な取組と課題をまとめています。

■基本目標1 共に支え合う地域共生社会の実現■

➤ 啓発・広報の充実

【取組】

- 広報誌やHPで障害への理解促進に向けた啓発を行ったものの、SNS等を活用した情報発信の導入には至りませんでした。
- 磯城郡地域自立支援協議会によって障害のある人への理解促進のためのイベントを開催していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部の年度では中止となりました。
- 町役場にて磯城郡地域自立支援協議会による物品販売を実施し、啓発活動を促進できました。
- 福祉体験学習として小中学校でアイマスク体験や車いす体験を実施するとともに、コロナ禍で福祉体験学習が中断となった際には、東京パラリンピックホストタウン事業の一環として、パラリンピアン講習会やバリアフリーマップの作製体験を行い、子どもたちへの障害に対する理解を促進できました。
- 一部の年度では新型コロナウイルス感染症拡大により人数制限、中止などあったものの、年1回、差別をなくす町民集会を行い、人権や障害者問題等に関する住民の理解を促進しました。

【課題】

- 住民に興味・関心をもってもらえるよう周知方法を企画するとともに、様々なツールを活用して情報発信を行うことが必要です。
- 制度改正を正確に把握し、正しい情報を住民に伝えるため、リーフレット・パンフレット等の定期的な見直しを行うことが必要です。
- 啓発活動の更なる促進に向け、物品販売場所を拡大していくことが必要です。
- 子どもたちがより障害、人権、社会福祉について関心を深められるよう、関係機関との連携・協働を更に充実していくことが必要です。
- 町民集会の参加者が高齢化しているため、幅広い年齢層に来てもらえるよう講演テーマの検討が必要です。

➤ 交流と社会参加の促進

【取組】

- 新型コロナウイルス感染症拡大により一部の年度でイベントが中止となったものの、障害のある人の社会参加促進を目的とする福祉サービスが充実し、地域住民との交流を深める取組が構築できました。
- 社協登録団体やボランティア連絡協議会との連携により住民主体の支え合い活動を推進するとともに、生活支援ボランティアの育成を目的とした養成講座も実施できています。
- 各障害者団体の自主活動支援として、情報提供や磯城郡地域自立支援協議会での意見交換の場を設けました。
- 障害のある人のコミュニケーション手段の確保として、手話奉仕員養成講座、手話通訳派遣事業、奈良県事業の「失語症向け意思疎通支援者派遣事業」等の実施、また、会話を文字起こしする「ログミーツ」を導入しました。
- 移動が困難な人の社会参加のためにガイドヘルパー派遣を実施しました。

【課題】

- 引き続き、障害のある人の社会参加促進に向けた機会の拡充、支援の充実、情報提供が必要です。
- ボランティアの高齢化が進み、後継者不足が問題となっていることから、若い世代に福祉活動に関心をもってもらうための取組が必要です。
- 今後も各障害者団体や磯城郡地域自立支援協議会等が主体となって自主的に活動できるように支援していくことが必要です。
- 障害のある人に様々なコミュニケーションツールがあることを周知するとともに、必要に応じて利用してもらえるよう支援を続けていくことが必要です。



■基本目標2 安心して暮らせる支援体制の強化■

➤ 生活支援の推進

【取組】

- 「訪問入浴サービス事業」の制度を構築する等、障害福祉サービスの充実に努めました。
- 1か所の事業所と締結し、緊急時365日24時間体制で対応できる制度を構築しました。
- 障害のある人が充実した生活を送ることができるよう、相談支援員等が広域的な視点でその人に合った生活拠点を紹介しました。
- 相談支援体制の強化のために、毎月連絡調整会議を行うなど、包括的に支援できる体制を構築しました。
- 障害のある人に対する保健・福祉・医療・教育等のサービスを全体調整する機関として定期的に磯城郡地域自立支援協議会を開催しました。

【課題】

- 今後も個々のニーズに応じたサービスを提供できるよう、サポート体制を構築していくことが必要です。
- サービス利用計画策定にあたっては専門的な視点から策定することが重要であることから、相談支援専門員のスキルアップを図ることが必要です。
- 解決方法が見いだせていない地域課題が多く、今後も継続して磯城郡地域自立支援協議会で議論を重ねていく必要があります。

■基本目標3 働く場と機会の拡充■

➤ 働く場・機会の確保

【取組】

- 町で障害者雇用促進法に基づき障害者雇用を行うとともに、「障害者雇用支援月間」・「障害者週間」等の住民啓発を行いました。
- ハローワークや障害者支援の関係団体との連携により就職希望者の支援を充実させることができました。一方で、地域自立支援協議会に加入していない団体とのネットワークの構築は不十分です。
- 障害のある人自身の就労希望に応じて適切な訓練や情報提供等の支援を行いました。
- 優先調達制度の利用促進を庁舎内で周知し、利用額を増加させることができました。

【課題】

- 今後も町での障害者雇用を促進するとともに、企業に対しての障害者雇用の理解を促進することが必要です。
- 引き続き、就労に関する様々な関係機関との連携を拡充させ、障害特性に応じた就労・職場定着を支援していくことが必要です。
- 自ら相談しない人への支援を検討していくことが必要です。

■基本目標4 保健・医療体制の充実■

➤ 保健・医療の充実

【取組】

- 新型コロナウイルス感染症拡大により出前講座が未実施となったものの、ワクチン接種会場にてクイズ配布やポスター掲示を行う等、多くの住民に啓発を行うことができました。
- 障害等の早期発見に向け、訪問や乳幼児健康診査等の機会を通じて発達状況、聴力・視力等の状態を確認し、必要に応じて適切な治療に繋げるための情報提供を行いました。
- 健康に不安を抱える人への対応として、個別健康相談や電話相談を実施しました。
- 精神障害者相談支援事業と連携を取り、こころの健康相談を開催するとともに、ゲートキーパー養成講座を開催しました。
- 月1回住民向けに健康相談日を設けていますが、難病に関する相談はほとんどない状況です。
- 発達障害やその疑いのある子どもに対し、集団療育、個別療育、保育園・幼稚園での巡回相談を行い、園や医療機関と連携をとりながらフォローを行いました。
- 子育て支援センターと集団療育教室によりペアレントトレーニングを実施することで、発達障害への情報提供と知識の普及に努めました。
- 医療費助成の対象者には手帳取得時に必ず周知、申請を促し経済的負担の軽減に努めるとともに、医療機関との連携や保健師の相談等を行い、個々の状態に応じた適切なサービス支給に努めました。

【課題】

- 障害等の早期発見に向け、各種健診で使用する機器等の精度を高めることが必要です。
- 感染対策を行いながら、「健康かわにし21」に基づく取組を推進していくことが必要です。
- 難病に関する相談がほとんどないことから、職員の難病に関する知見を広げるための取組が必要です。
- 早期に保育園に入園する子どもが増え、集団療育やペアレントトレーニングに参加する親子の減少傾向がみられることから、親子教室等の場を活用した療育的支援、情報提供を行っていくことが必要です。
- 引き続き、医療費助成の対象者を取りこぼさないよう周知徹底を図るとともに、医療と福祉の連携を推進していくことが必要です。

■基本目標5 共に学び・育つ環境づくり■

➤ 教育・育成の推進

【取組】

- 障害のある子どもとない子どもが生活を共にする統合教育の推進のため、各学級に特別支援教育支援員を配置し、特性のある園児の受入を行いました。
- 特別支援教育の質の向上を図るため、研修の受講機会を設けました。
- 障害のある子どもの適正な就学を進めるため、入園前の親子面談の実施、保健センターとの情報共有を進めました。
- 本町と三宅町との2町による教育支援委員会を設置しきめ細かな教育相談を実施するとともに、臨床心理士による巡回相談、特別支援教育コーディネーターによる相談を実施する等、専門機関と連携した相談事業も実施しました。
- 令和2（2020）年度より通級指導教室を開設し、特別支援学級の入級に至らない児童への支援を開始しました。
- 特別支援学級に入級・通級している児童については、個別の教育支援計画・指導計画を作成するとともに、経過観察児童についても個別の指導計画を作成する等、個に応じた指導と関係機関との連携に努めました。
- 学校と家庭・地域とのつながりを強化するため、家庭科や栽培学習の補助、ボランティア部・生徒会活動等の機会を通じて、地域住民の方との交流を深めました。
- スポーツ推進員をはじめとして、ポッチャ等の障害者スポーツや軽スポーツを地域団体へ紹介するとともに、競技指導や体験会を実施する等、障害のある人も参加しやすい環境づくりに努めました。
- 障害のある人の自主的な活動グループに対し、施設利用料の減免を行い、活動支援を行いました。
- 社会教育施設についてバリアフリー化を考慮した施設としています。

【課題】

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、支援体制の整備・充実、個別の教育支援への取組を推進していくことが必要です。
- 障害のある子どもたちが一貫して適切な教育・支援を受けられるよう、関係機関との連携強化、教職員の資質の向上が必要です。
- 地域に開かれた学校づくりを進めるため、学校・地域パートナーシップ事業等を活用し、家庭の支援や地域の参画を通じた協働体制を充実していくことが必要です。
- 現在までにスポーツ関係の教室、クラブ等の実績がないため、引き続き障害者スポーツを含む軽スポーツを推進し、障害の有無にかかわらず一緒に楽しむことができる環境づくりを推進していくことが必要です。
- 施設の老朽化に伴い、計画的に修繕及び改修を行うことが必要です。

■基本目標6 すべての人にやさしいまちづくり■

➤ 生活環境の向上

【取組】

- 道路や歩道については、段差や破損個所の発見・通報により早期復旧及び解消に努めるとともに、施工にあたっては高齢者・障害のある人へ配慮を行いました。
- 身体障害のある人に対しては、自家用車両改造費、自転車運転免許取得費用の助成等の制度の活用を促進し、社会参加を支援しました。
- タクシー料金の助成、コミュニティバス使用料の減免等の制度利用を促進するとともに、その他各種手帳所持者への情報提供に努めました。
- 「まほろばあいサポート運動」を年1回以上実施し、障害のある人への理解を促進するとともに、民生委員児童委員にはゲートキーパー研修を行い、意識の向上に努めました。

【課題】

- 従来の維持管理方法を踏襲しながら、引き続き高齢者や障害のある人に配慮したまちづくりを進めていくことが必要です。
- 引き続き、制度が利用可能な対象者に丁寧に情報提供を行っていくことが必要です。

➤ 防災・防犯体制の充実

【取組】

- 障害のある人の防犯意識高揚に向け、広報誌等での周知を行うとともに、地域の相談役である民生委員児童委員に対し、犯罪被害防止のための研修や消費者トラブル回避に関する研修を実施し、相談支援を充実することができました。
- 障害のある人やその家族が相談に来た際に日常生活の中で防災意識を高めるよう助言を行いました。
- 防災行政システムの更新を行い、役場や自治会からの情報をスマートフォン等で音声により認識できる「聞く」メール、災害時の気象情報や避難情報を文字により確認することができる「見る」メールの運用を開始しました。
- 自主防災組織の強化として、防火訓練に対する補助金交付事業を実施しました。

【課題】

- 今後、民生委員児童委員以外の様々な団体に対しても研修会を開催し、地域での見守り体制を強化していくことが必要です。
- 情報伝達の促進として、今後各種メールの登録者数増加に向けた周知が必要です。
- 障害のある人が安全に避難できるよう、避難行動要支援者リストの更新を行うとともに、個別避難計画の作成を進めることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本町では、総合計画において、まちの将来像に「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」を掲げ、基本的な施策の方向を定めつつ、町政を展開しています。

本計画は、障害者福祉の視点からこの将来像に向けた取組を具体化するもので、今後も、誰もが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心感と尊厳を持って暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

上記の点を踏まえ、障害のある人も家庭や地域で当たり前の生活ができるようにする社会づくり（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）という考え方のもと、障害のある人の「自己選択・自己決定」、「社会参加・参画」を促進し、「障害の有無に関わらず、誰もが共に安心して暮らすことができるまち」の実現に向けた取組を推進していくという観点から、基本理念は、福祉関連計画の上位計画である「川西町第2次地域福祉計画」の基本理念を踏襲し、「みんなが共に安心して暮らせるまちづくり」とします。

みんなが共に安心して暮らせるまちづくり

障害のある人が、その能力や個性を最大限に発揮して、障害のある人もない人も、ともに支え合い、認め合い、ともに育ち・働き・生きるまちを町民・企業・行政が一体となって作っていきます。また、ライフステージに応じた支援についてもその時期に応じた取組を進めます。



2. 計画の基本目標

基本理念の「みんなが共に安心して暮らせるまちづくり」に向けて、次の6つを計画の基本目標とします。

1. 共に支え合う地域共生社会の実現

障害の有無に関わらず、「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現のためには、障害への正しい知識をもち、障害のある人への適切な配慮を理解することが必要です。地域福祉の理念をもとに、広報・啓発活動や福祉教育を通じて、障害への理解を促進していきます。

また、障害のある人の社会参加を促進するため、様々な媒体で情報提供を行うとともに、関係団体と連携し様々な活動の機会の拡充に努めます。

2. 安心して暮らせる支援体制の強化

障害のある人が安心して地域生活を続けられるよう、地域での暮らしを支える障害福祉サービスや生活支援事業を充実させるとともに、多様なニーズに対応できるよう相談支援体制の強化を進めます。

また、安心して暮らせるまちづくりに向け、障害のある人自身の人権が十分に尊重されるとともに、障害のある人自身が意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、障害のある人の権利を守るための仕組みづくりを推進します。

3. 働く場と機会の充実

働く意欲をもつ障害のある人が、適正と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、就業の場、雇用機会の確保に努めるとともに、事業所への雇用理解、障害のある人への職業相談、職業訓練の充実など、雇用の拡大を図ります。就労後も、事業所に対する障害への理解促進や、障害のある人への相談支援を行い、安心して働き続けるための支援を充実します。

また、関係機関や事業所に対する障害者就労支援施設等からの受注機会の拡大を図ります。

4. 保健・医療体制の充実

住民の健康の保持・増進を図る保健・医療の充実は、障害の有無に関係なく、健やかで活力ある生活を支えていくうえで重要であり、障害の早期発見・早期対応をはじめ、障害を予防する保健・医療体制づくりを継続して進めます。

また、すべての障害のある人の障害の軽減を図り、自立を促進するために、保健・医療・福祉の連携を図り、障害のある人が乳幼児期から高齢期にわたって適切な保健・医療サービスを受けられる体制を充実します。

5. 共に学び、育つ環境づくり

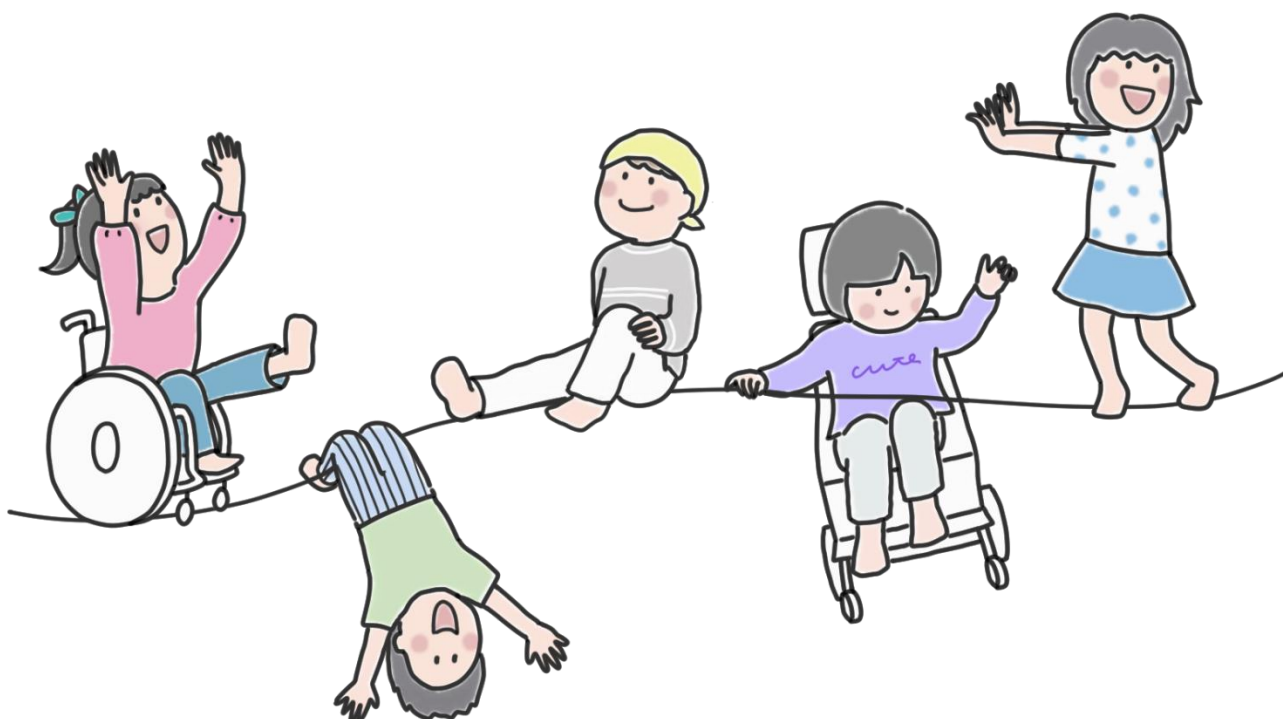
障害の有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある子どもが様々な子どもとふれあいながら成長できる仕組みを整備するとともに、障害の状態や特性が異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援体制を充実します。

また、学校卒業後も、障害のある人が豊かな人生を送ることができよう、教育、スポーツ、文化などの様々な機会に親しむための取組を充実します。

6. すべての人にやさしいまちづくり

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、まちづくりの様々な面でバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくとともに、障害のある人が移動しやすい仕組みの整備、アクセシビリティに配慮した施設等の整備に努めます。

また、災害をはじめとする緊急時に障害のある人が安全に避難できるよう、情報提供体制を充実するとともに、地域で支え合い、助け合うことができるような防災体制づくりを促進します。



3. 施策の体系

基本理念	基本目標	主要施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">みんなが共に安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>1. 共に支え合う 地域共生社会の実現</p>	<p>(1)広報・啓発の充実 ①多様な広報・啓発の推進 ②福祉教育の充実</p> <p>(2)交流と社会参加の促進 ①交流機会の拡充 ②ふれあいのまちづくりの促進 ③社会参加のための情報の提供 ④社会参加の促進</p>
	<p>2. 安心して暮らせる 支援体制の強化</p>	<p>(1)生活支援の推進 ①住宅福祉サービスの充実 ②居住の場づくりの推進 ③障害のある人の相談支援体制の充実</p> <p>(2)権利擁護の推進 ①成年後見制度の利用等による権利擁護の推進 ②虐待防止の取組の推進</p> <p>(3)行政等による配慮の充実 ①職員の理解促進と配慮の充実 ②選挙における配慮</p>
	<p>3. 働く場と機会の充実</p>	<p>(1)働く場・機会の確保 ①雇用の促進と安定 ②就労に向けた取組の促進</p>
	<p>4. 保健・医療体制の充実</p>	<p>(1)保健・医療の充実 ①障害の予防及び早期発見・早期対応 ②早期療育、医療サービスの充実</p>
	<p>5. 共に学び、育つ環境づくり</p>	<p>(1)教育・育成の推進 ①就学前教育の充実 ②学校教育の充実</p>
	<p>6. すべての人に やさしいまちづくり</p>	<p>(1)生活環境の向上 ①歩行空間の整備 ②移動・交通対策の推進 ③建築物の整備 ④暮らしやすい住宅の整備 ⑤「住みよい福祉のまちづくり」の推進</p> <p>(2)防災・防犯体制の充実 ①犯罪から守るための支援 ②地域での防災体制づくり</p>